

町・道民税の申告受付

令和8年度分の町・道民税の申告受付を次の日程で行います。申告に必要な書類を持参し、時間厳守の上、会場までお越しください。

申告期日は**3月16日(月)まで**となっており、期日内に申告しない場合は期限後申告となり、余分な税金を納めなければなりませんので、特に留意の上、申告をお願いします。

◆ 申告に必要な書類等 ◆

1. 身分を証明するもの（マイナンバーカード）
※マイナンバーカードがない場合は、マイナンバー通知書と運転免許証および健康保険証などの身元確認書類の写し
2. 生命保険料支払証明書
(個人年金保険料も対象となります)
3. 地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
4. 事業収入がある方は、収入及び必要経費の帳簿等
5. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・社会保険料及び国民年金控除証明書、または領収書
6. 源泉徴収票
7. 預貯金の通帳（口座番号がわかるもの）
8. 医療費のお知らせ・医療費等の支払証明書・領収書
(事前に整理して下さい)
9. その他必要と認められる書類

これらの書類は、一般的に必要な書類とされていますが、個々に必要な書類が異なる場合もありますので、ご不明な点などがありましたら、役場住民課税務係（電話2-3404番）へお問い合わせください。
なお、受付の際に書類の不備が見受けられますので、お出かけ前に再度ご確認ください。

※医療費控除を受けられる方は、事前に対象者毎に医療機関別で金額の集計を行ってください。用紙は住民課税務係にあります。

また医療費支払額の確認の為『領収書』もしくは『医療費のお知らせ』は、必ず持って来てください。(医療費のお知らせは申告書の添付書類となっています)

令和7年度 町・道民税申告受付日程表

受付期間	実施会場	受付時間	役場庁舎での受付
2/12-3/13 ※土・日・祝日を除く	奥尻総合庁舎 (税務係カウンター)	9:00～15:00	○
2/25～2/27	青苗総合研修センター (青苗支所 多目的ホール)	9:00～13:30	○
3/5	青苗総合研修センター (青苗支所 多目的ホール) ※農業申告受付のみ	9:00～13:00	○

- ① 上記の時間以外でも奥尻町役場で相談・受付しています。
- ② 青苗支所の受付日に来れない場合は奥尻町役場で受付可能です。
- ③ 各自、**マイナンバーカードは必ず持参**ください。
マイナンバーカードがない方は、
・マイナンバー通知書（必須）
・運転免許証や保険証などの本人確認証明
が必要となります。必ず持参ください。
また、生命保険料や地震保険料などの控除書類など、各自提出するべきものについても持参ください。
- ④ その他、不明な点がある場合については対応しますので、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

上記・その他お問い合わせは 奥尻町役場住民課税務係
TEL 01397-2-3404 (住民課直通) まで！

混雑が予想されるため、申告を受け付ける際に待ち時間がかかる可能性があります。
 受付開始直後の時刻は避ける・インターネットを通じての申告を行うなどご協力願います。
 また、マスク等の着用は各自の判断をお願いいたします。なお、室内の温度が低い可能性があります。暖かい服装でお越しください。

令和8年2月12日(木)～3月13日(金)までの間、
 奥尻町役場 住民課税務係(午前9時～午後15時00分)で申告を受け付けています。
 また、令和8年2月25日(水)～令和8年2月27日(金)と令和8年3月5日(木)は
 青苗総合研修センター(青苗支所) 多目的ホールで申告を受け付けます。

※2/25～2/27は通常の申告を集中して対応。
 3/5は農業従事者の申告のみを集中して対応させていただきます。

町・道民税申告受付日程表をよくご確認の上、余裕をもって役場へお越しください。

※会場にも税務係にも来られない方は、お電話にてご相談ください。

申告会場での混雑を防ぐため、明らかに町・道民税が課税にならない下記申告者は電話での申告も受け付けますのでご連絡ください。

自分が課税になるかどうか分からない場合は、税務係までご連絡ください。

- ① 65歳以上の方(昭和36年1月1日以前の生まれ)で、青枠Aの年金収入が148万円未満の方。
- ② 65歳未満の方(昭和36年1月2日以後の生まれ)で、青枠Aの年金収入が98万円未満の方。

[年金収入の収入額を確認する欄]

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者 (フリガナ) 氏名	生年月日 年金の種類
支払金額	
所得税法第203条の3第1号適用分	円
所得税法第203条の3第2号適用分	円
所得税法第203条の3第3号適用分	円
所得税法第203条の3第4号適用分	円
本人 特別 特別 普通 寡婦 障害者 障害者 障害者 寡婦 障害者 障害者 障害者 寡婦	控除対象扶養親族の数 16歳未満の扶養親族の数
控除対象 配偶者 (フリガナ) 氏名	区分
控除対象 扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官曹支出官 厚生労働省年金局事業企画課長	

- ③ 収入が全くない方
 前年中の収入がない場合は、会場での受付のほか、下記電話での受け付けも可能です。

所得税の確定申告は、インターネットを通じて申告することも出来ます。

奥尻町役場住民課税務係 電話(直通) 2-3404

広
告

奥尻商工振興会発行 共通商品券発売中!

【商品券をいただいたとき】 町内の加盟店でお会計の際に使用できます。
【贈呈品のご利用に】 新入学のお祝いや各種イベントの景品や謝礼など幅広くご利用いただけます。
 ※商品券は「500円券」「1,000円券」の2種類です。
 ※有効期限は発行日より6ヶ月です。



商品券は奥尻商工振興会事務局(奥尻商工会内)で発行しています
 奥尻商工会商工振興会 TEL: 01397-2-3030

